

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年11月19日

新潟県立妙高病院長 岸本 秀文

- 1 入札に付する物件（以下「物件」という。）及び入札の日時等  
売却物件一覧表のとおりとする。
- 2 入札参加資格  
地方自治法施行令第167条の4及び新潟県暴力団排除条例第6条に該当する者は入札に参加できない。
- 3 所有権移転等  
譲渡代金の完納及び妙高温泉土地株式会社（以下「温泉組合」という。）への名義変更手数料の完納の後、温泉組合が名義変更手続を行い、翌月初日に所有権が移転する。
- 4 契約に関する注意事項
  - (1) 温泉供給区域に土地を所有ないしは賃借しない場合は、入札に参加できない。
  - (2) 譲渡代金のほかに、温泉組合に対して1口につき名義変更手数料1,500,000円（税別）の支払が必要である。
  - (3) 温泉供給を希望する土地の場所によっては、温泉組合に対して、敷地面積に応じて施設協力費の支払いが必要となる場合がある。
  - (4) 貸温泉使用权者には、温泉組合に対して、毎月、温泉使用料（1口17,000円（税別））支払の義務が発生する。
  - (5) 温泉供給にあたり管工事が必要な場合、費用は貸温泉使用权者が負担する。
- 5 その他
  - (1) 入札保証金  
現金又は預金小切手をもって、入札金額の100分の5以上の金額
  - (2) 契約保証金  
現金又は預金小切手をもって、契約金額の100分の10以上の金額
  - (3) 落札者がいなかった物件について、県の定めた予定価格以上であれば、先着順に契約が可能である。  
令和4年2月14日（月）まで申込みを受け付ける。  
※ 都合により、期間途中で中止する場合がある。
  - (4) 入札、契約書、物件の詳細については、「一般競争入札による県有財産（貸温泉使用权）の売払い物件案内（入札案内）」（以下「物件案内」という。）による。
    - ア 物件案内の配布期間  
令和3年11月19日（金）から令和3年12月28日（火）まで（新潟県の休日を定める条例第1条に定める日を除く日の午前9時から午後5時までの間）
    - イ 物件案内の配布場所  
新潟県立妙高病院経営課
  - (5) 問い合わせ先  
新潟県立妙高病院 経営課  
電話：0255-86-2003

売却物件一覧表

物件番号	件名	数量	最低売却価格（円）	現地確認	入札		摘要
					会場	日時	
1	新潟県妙高市 妙高温泉 貸温泉使用权	4	1口につき 3,150,000	入札日の7日前までに、妙高温泉土地株式会社との協議を行うこと	妙高市大字田口147番地1 新潟県立妙高病院 会議室	令和4年 1月14日 （金） 午後3時 00分から	